

くらしの法律救急箱

第84回 ペットとの暮らしにまつわる法律問題

Q1 愛犬と一緒に電車に乗ることはできますか。

A1 各社の約款等により異なりますが、ケージに入れていれば、電車と一緒に乗ることができるとされていることが多いです。例えば、東海道新幹線では、動物専用のケースに入れての同伴が可能とされており（ただし、タテ・ヨコ・高さの合計が120センチ以内の動物専用のケースで、ケースと動物を合わせた重さが10キロ以内のもの）、手回り品料金として1個につき290円がかかります（いずれも2023年6月現在）。

飛行機や船についても、同様に、ルールを守ること
でペットとの旅を楽しむことができるでしょう。

Q2 愛犬が、散歩の途中、他の犬に噛みついたり、人に飛びついて服を汚したりした場合はどうすればよいでしょうか。

A2 自分の飼い犬が、不注意によって他人の飼い犬に噛みついて怪我をさせたり、人に飛びついて服を汚した場合は、不法行為責任を負います。そのため、被害者

から、怪我の治療費や服のクリーニング代を請求されたら、原則として、これを支払うことになるでしょう。ただし、被害者側に落ち度がある場合には、過失相殺の対象となります。被害者が配慮もなくいきなり犬に近づいたような場合もその状況に応じて、いくらかの過失が認められる可能性があると思われます。

なお、賠償責任を負うのは、故意又は過失（不注意）によって損害を生じさせた場合ですので、例えば、こちらは犬をリードにつないでいたのに、相手方の犬のリードが外れた状態で飛び出してきた場合などは、そもそもこちらには過失が認められず、賠償責任を負わないということも考えられます。

Q3 リードが外れて飛び出してきた犬に噛まれて怪我をしました。怪我の治療が必要となりましたが、治療費以外にも賠償を求めることができるでしょうか。

A3 治療のための交通費、怪我によって仕事を休まなければならなかった場合の休業損害、痛い思いや不自由な思いをしたことに対する慰謝料のほか、治療したにもかかわらず後遺障害が残ってしまった場合はその補償（逸失利益や後遺障害慰謝料）の請求が可能です。



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

Q4 愛犬が人に怪我をさせた場合の責任が重いことが心配です。

A4 飼い犬が人に怪我をさせた場合、一般に個人賠償責任保険の対象となります。各種損害保険（自動車損害保険など）の特約として加入していることが多いため、ご自身が加入している保険の内容を確認してみてください。

Q5 愛犬のトリミングを頼んだところ、頼んだスタイルと違うカットに仕上げられた場合でも、代金を支払わなくてはならないのでしょうか。

A5 トリミングサロンとの契約は請負契約であり、サロン側は、仕事を完成することにより代金を請求できるはずです。そこで、トリミングの内容を細かく打ち合わせしたのにそれが実現されなかったということであれば、やり直しを経てようやく仕事が完成されたといえ、代金を支払うことになるでしょう。

単に「仕上がりが気に入らない」というだけでは主

観的な問題にとどまり、異議を述べるのは難しい場合が多いのではないのでしょうか。

Q6 ペットホテルに預けた犬が逃げってしまった場合、ペットホテルの責任を追及することができるのでしょうか。

A6 ペットホテルにペットを預けることは、有償の寄託契約であり、ホテル側は「善良な管理者の注意義務」をもってペットを預かる義務を負います。そして、預かった犬を逃がして行方不明になってしまったという場合、通常はその義務に違反したと評価され、飼い主に対する損害賠償責任が発生します。この場合の損害は、その犬の時価となり、あわせて慰謝料の請求が認められる場合もあるでしょう。

では、ペットを預ける際に契約書などの書面を取り交わし、そこに「保管中の事故については一切責任を負いません」と書かれていた場合は、どうなるでしょうか。消費者契約法は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効と規定しています。そのため、仮にそのような文言が入っていたとしても、初歩的なミスで事故が起こった場合に、ペットホテル側が免責されることはないと考えられます。